

被災者生活再建支援金の支給対象が拡充されました

～損害割合※が30%台の方も支給対象となります～



※住宅の主要な構成要素の経済的被害の、住家全体に占める割合

被災者生活再建支援制度の内容

新たに「中規模半壊」が支給対象となりました

被災世帯の区分	損害割合	支援金の支給額		
		基礎支援金	加算支援金	
			住宅の再建手段	支給額
全壊	50%以上	100万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃借	50万円
大規模半壊	40%台	50万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃借	50万円
中規模半壊	30%台	—	建設・購入	100万円
			補修	50万円
			賃借	25万円

(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

(注意)被災時に現に居住していた世帯が対象となりますので、空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象になりません。

中規模半壊について

- 自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯については、「中規模半壊世帯」として、新たに支援金の支給対象となります。
- 災害による被害の程度を証明する書面(「罹災証明書」といいます)に記載される住宅の被害の程度が「全壊」、「大規模半壊」または「中規模半壊」とされている場合、支援金の申請を行ってください。